

## 保育園での幼児食提供に関する同意書

(園児氏名) \_\_\_\_\_ が保育園での

幼児食（普通食）を喫食することに同意するものとし、又下記の表記にも同意します。

幼児食（普通食）への喫食にあたり、

- 1.保育園で提供される給食調理における食材はアレルギー食材の申し出が保護者からあった場合を除き、全て喫食できるものとする。
- 2.満1歳以上にはポツリヌス症が懸念されている食材である、はちみつや黒糖の提供も許可するものとする。
- 3.食物アレルギー特定原材料等28品目(\*)の提供に同意するものとし、もし今後家庭での喫食の際アレルギー反応がみられた際には速やかに園に報告するものとする。また、園でのアレルギーの対応は医療機関を受診したのち、医師による診断書をみて対応するものとする。

\*28品目とは

(色のある食材は園では使用しませんが、アレルギー反応があれば園に申し出てください)

卵、乳、小麦、えび、かに、落花生、**そば**、アーモンド、**あわび**、**いか**、**いくら**、  
オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、**くるみ**、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、  
豚肉、**まつたけ**、もも、**やまいも**、りんご、ゼラチン、**カシューナッツ**、ごま

(一般社団法人日本アレルギー学会発行 アレルギー疾患の手引き 2020年改訂版より抜粋)

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

保護者署名

\_\_\_\_\_

印